

内閣府

○ 令第 号

国土交通省

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十五条第二項及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四条第五項の規定に基づき、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年 月 日

内閣総理大臣 高市 早苗

国土交通大臣 金子 恭之

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令

総理府

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年 令第三号）の一部を次のように改正す

建設省

る。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線

を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（「」で注記した番号を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	別表第一（第二条関係） 案内標識			
	警戒標識			
	〔略〕			
	規制標識			
	種類	番号	表示する意味	設置場所
〔略〕	交通法第二十二條の 道路標識により、車 両（原動機付自転車 、自動車（緊急自動 車を除く。以下この 項において同じ。） が他の車両を牽引し ている場合（牽引す るための構造及び装 置を有する自動車（ 道路交通法施行令（ 昭和三十五年政令第 二百七十号。以下「			
	車両（原動機付自転 車、他の車両を牽引 している自動車及び 緊急自動車を除く。 ）及び路面電車の最 高速度を指定し、原 動機付自転車及び他 の車両を牽引してい る自動車の最高速度 につき交通法施行令 に規定する最高速度 以下の速度とする場 合における当該最高			
改正前	別表第一（第二条関係） 案内標識			
	警戒標識			
	〔同上〕			
	規制標識			
	種類	番号	表示する意味	設置場所
〔同上〕	交通法第二十二條の 道路標識により、車 両（原動機付自転車 、自動車（緊急自動 車を除く。以下この 項において同じ。） が他の車両を牽引し ている場合（牽引す るための構造及び装 置を有する自動車（ 道路交通法施行令（ 昭和三十五年政令第 二百七十号。以下「			
	車両（原動機付自転 車、他の車両を牽引 している自動車及び 緊急自動車を除く。 ）及び路面電車の最 高速度を指定し、原 動機付自転車及び他 の車両を牽引してい る自動車の最高速度 につき交通法施行令 に規定する最高速度 以下の速度とする場 合における当該最高			

速 最
度 高

(323)

速 最
度 高

(323)

備考	[略]	補助標識	[略]	指示標識	[略]	
						条第一項第一号に掲げる場合における当該自動車（以下「特定牽引自動車」という。）にあつては、四十キロメートル毎時以下。以下同じ。 〔の速度とする場合における当該最高速度を指定し、並びに緊急自動車の最高速度につき交通法施行令に規定する最高速度以上の速度とする場合における当該最高速度を指定すること。

備考	〔同上〕	指示標識	〔同上〕	
				度につき交通法施行令に規定する最高速度以上の速度とする場合における当該最高速度を指定すること。

三 「最高速度」を表示する規制標識であつて標示板に示される速度が四十キロメートル毎時を超えるものの特定牽引自動車に対して表示する意味については、最高速度につき四十キロメートル毎時を指定することを示すものとする。 四 「略」 別表第五（第九条関係） 規制標示 「略」 指示標示 「略」 備考 一 「最高速度」を表示する規制標示であつて当該規制標示によつて示される速度が四十キロメートル毎時を超えるものの特定牽引自動車に対して表示する意味については、最高速度につき四十キロメートル毎時を指定することを示すものとする。 二 「略」	「加える。」 三 「同上」 別表第五（第九条関係） 規制標示 「同上」 指示標示 「同上」 備考 「加える。」 「一 「同上」
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

1 この命令は、道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百四十八号）の施行の日（令和八年九月一日）から施行する。

2 この命令の施行の際現に改正前の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（次項において「旧令」という。）の規定により設置されている「最高速度」を表示する規制標識は、当分の間、改正後の道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（次項において「新令」という。）の規定による「最高速度」を表示する規制標識とみなす。

3 この命令の施行の際現に旧令の規定により設置されている「最高速度」を表示する規制標示は、当分の間、新令の規定による「最高速度」を表示する規制標示とみなす。